

廃棄物の適正処理及び資源化・再利用の促進に関する条例の一部改正 埋立ごみの処理手数料が変わります

埋立ごみの処理について、平成30年度から名寄市、美深町、音威子府村と共に広域処理を行うことに伴い、埋立ごみ処理手数料等の見直しを行うもの。



第4回
定例会
12/13
~15

埋立ごみ搬入手数料(10kg)

29年度末まで		名寄市広域処分場へ直接搬入		北町ストックヤードへ搬入	
家庭系	43円	30年度~	家庭系 83円	30年度	家庭系 43円
事業系	86円		事業系 83円	31年度	家庭系 86円
					事業系 129円
				32年度~	家庭系 129円
					事業系 172円

○激変緩和措置の導入

資源ごみ搬入手数料(10kg)

29年度末まで		北町処理場へ搬入	
家庭系	無料	30年度~	家庭系 無料
事業系	86円		事業系 無料

定例会のあらまし

第4回定例会は、12月13日から15日までの3日間開かれた。町から、条例改正、補正予算等が提案され全ての議案を可決した。継続審査となっていた平成28年度会計決算認定については、原案通り可決した。議員提出案として意見書1件を可決。総務産業常任委員会から町内・道外所管事務調査結果報告が行われた。一般質問では4人の議員が登壇し、町長に考えを聞いた。また、下川町特別職・職員の給与が変わります。

- Q ごみが出ない対策の議論はしているか。
- A 埋立ごみを減らす普及啓発が必要である。今回は、分別の促進のため事業系の資源ごみは無料にした。
- Q 激変緩和措置は他の構成町村でも実施するのか。
- A 他の構成町村はストックヤードを構えないため直接名寄市の処理場に搬入になる。そのため激変緩和措置はない。
- Q 埋立ごみを減らす普及啓発が必要である。今回は、分別の促進のため事業系の資源ごみは無料にした。
- A また、不用品の譲渡仲介などを行う場を創設する。下川ふるさと興業協同組合旧事務所を実施する。

- 下川町特別職・職員の給与が変わります
- 特別職の職員の給与等に関する条例等の一部改正。
- 人事院勧告に基づく職員の勤勉手当の引き上げに伴い特別職及び議会議員の6月・12月に支給する期末手当をそれぞれ0.05か月分引き上げ。
- 職員の給与に関する条例の一部改正。
- 人事院勧告に伴う改正で、勤勉手当を0.1か月、給与月額を全国の民間事業所平均給与額との格差を埋めるために、世代間の給与配分の観点から若年層に重点を置いた改正で、平均0.16%引き上げ。

- ◆環境共生型モデル住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正
- 財産取得
- 森林組合所有林を購入
珊瑚、上名寄、北町、三の橋で町有林に接する面積28ヘクタール、立木材積2,439立方メートルの森林。
- 契約金額
1,351万1,259円
- 指定管理
- 「環境共生型モデル住宅美桑」の指定管理者は引き続き「下川町ふるさと開発振興公社」